

企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託に係る 企画提案審査会設置要綱

(設置)

第1条 企業版ふるさと納税マッチング支援業務（以下「本業務」という。）を受託する事業者を選定するに当たり、事業者からの提案について適切かつ公正な審査を行うため、企画提案審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 審査会は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 本業務に関する企画提案書の審査
- (2) 本業務に関する企画提案のヒアリング（プレゼンテーション）
- (3) 本業務に関する優先交渉事業者の選定
- (4) その他必要な事項

2 前項第2号に掲げる業務については、必要があると判断した場合に実施する。

(組織)

第3条 審査会は、委員長及び委員4名をもって組織する。

2 審査会の委員長及び委員は、次のとおりとする。

- 委員長 山梨県 総務部 次長
- 委員 山梨県商工会連合会 経営支援課長
- 〃 公益財団法人やまなし産業支援機構 総務課長
- 〃 山梨県 産業政策部 成長産業推進課長
- 〃 山梨県 総務部 資産高度利用推進課長

(委員長の職務及びその代理)

第4条 委員長は、審査会を代表し、会務を総括する。

2 委員長に事故あるときは、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の運営)

第5条 審査会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

2 審査会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務局)

第6条 審査会の事務局は、山梨県総務部資産高度利用推進課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月2日から施行し、契約締結の日に効力を失う。